

農業経営基盤の強化の促進に関する

基本的な構想

令和 5 年 9 月

浜 松 市

目 次

はじめに	2
第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標	3
1 農業の現状と課題	
2 担い手の育成目標	
第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	9
第3 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標	22
第4 農業を担う者の確保及び育成に関する事項	25
1 農業を担う者の確保及び育成の考え方	
2 市が主体的に行う取組	
3 関係機関との連携・役割分担の考え方	
4 就農希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供	
第5 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	26
1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標	
2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	
第6 農業経営基盤強化促進事業に関する事項	28
1 地域計画推進事業に関する事項	
2 利用権設定等促進事業に関する事項	
3 農地中間管理事業の実施を促進する事業に関する事項	
4 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項	
5 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項	
6 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項	
第7 その他	35
附 則	35
別紙1（第6の1（2）関係）	37

はじめに

農業は我々の生活に必要不可欠な食料を供給する機能を有するとともに、国土保全等の多面的機能を有している。浜松市は温暖な気候と豊かな自然環境に恵まれ、加えて早くから農業生産基盤の整備に着手してきたことから、野菜・果樹・花き・畜産等、多種多様な農産物が生産されてきた。

また、近年は地域の多彩な食文化を支える高品質な農産物・食品、農村固有の美しい景観・豊かな伝統文化などが地域の魅力の一つとして国内外での評価を高めているとともに、SDGs（持続可能な開発目標）の観点からも、重要な取り組みとして位置づけられている。

これらの農業がもつ様々な役割が十分に果たされ、持続的に発展していくには、効率的かつ安定的な農業経営を行う経営体の確保・育成が欠かせない。

このような中、浜松市では、積極的に営農規模を拡大し、経営力の強化を図る農業者の取り組みのほか、農業協同組合による産地力の強化、担い手への農用地の利用の集積・集約化、青年等の就農支援などの取り組みなどが進められてきている。

一方、農業の現状は、少子高齢化・人口減少が本格化する中で、国内市場の縮小が見られ、農業就業者数や農地面積が減少し続けている。加えて人への感染症や家畜の伝染性疾病の発生、気候変動や自然災害の発生等に起因する生産の不安定化、さらには国際情勢の変化に伴う資材不足、燃料費高騰など農業を取り巻く情勢はより厳しい状況となっており、内需・外需の喚起と生産基盤の安定化に向けた対策を十分に講ずることが求められている。

これらのこと踏まえ、浜松市では、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第19条の規定に基づく地域農業経営基盤強化促進計画（以下「地域計画」という。）を活用した担い手への農用地の利用の集積・集約化や優良農地の確保、効率的かつ安定的な経営を目指す経営体の育成や多様な担い手の確保など経営基盤の強化に向けた施策を展開していく。

併せて、浜松市の強みを活かした取り組みとして、ものづくり技術を活用するスマート農業の普及・定着、生産・流通現場の技術革新に向けた農産物の高付加価値化や商品化の促進による「食と農」の新たなビジネス展開、輸出も含めた販路開拓支援などにより、浜松市の農業振興の基本理念である「もうかる農業」の実現を図っていく。

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 農業の現状と課題

(1) 浜松市の概要並びに農業の現状

浜松市の人口は約79万人を数える。市域は南北約73km、東西約52km、総面積は約1,558km²と全国の市町村のうち第2位である。市内には天竜川と都田川が流れ、南側は遠州灘に面し、西側は浜名湖を臨む。市の北半には市域の66%を占める広大な森林地帯を擁している。浜松市は、気候が温暖であることに加え、日照時間が日本有数の長さであることや、天竜川と都田川から得られる豊富な水が農業の基盤整備により利用できること、首都圏、関西圏、中京圏の大消費地に近いことなど、農業の条件にも恵まれている。

これらの優位な条件を利用し、浜松市では、ばれいしょやたまねぎなどの露地栽培、葉ネギやセルリーやちんげんさい、ガーベラなどの施設園芸、みかんを代表とする果樹生産など、幅広い農業が行われてきた。

一方、地形等の条件が不利な天竜川中流域や都田川上流域の中山間地域では高品質で全国的にも評価の高いお茶が生産されている。

このような中で、農業協同組合と農業協同組合連合会は、産地の維持・強化や、大消費地での販路の確保に努めてきた。また、自ら販路を開拓する農業者も少なくない。

これら、農業団体や農業者の取り組みの成果として、浜松市の農業産出額は全国有数の地位を保ち（令和3年に約507億円＜推計値＞、全国第7位）、販売金額1億円以上の農業者も着実に増加している。

浜松市の農業経営体は5,304経営体（2020年農林業センサス）で、そのうち、主業経営体は1,422経営体、農業従事者数は12,974人であり、これは、浜松市の農業生産が、多くの農業者に支えられていることを示している。しかしながら、農業従事者の高齢化も進んでおり、農家経営体数と農業従事者、経営耕地面積は減少傾向にある。

	平成22年 (2010)	平成27年 (2015)	令和2年 (2020)
農業経営体(経営体)	7,784	6,453	5,304
農業従事者数（人）※1	21,855	16,297	12,974
65歳以上高齢化率（%）※2	45.1%	49.2%	55.8%
経営耕地面積（ha）	8,180	7,099	6,649
販売金額1億円以上の農家数（戸）	28	44	54

※1 2015までは販売農家の農業従事者数、2020は個人経営体の従事者数

※2 2015までは販売農家の高齢化率、2020は個人経営体の高齢化率

資料：農林業センサス

(2) 農業の課題

農業従事者数の高齢化や減少、経営耕地面積の減少により、生産活動や地域の共同活動の衰退のほか、遊休農地の拡大が懸念される。さらに異常気象や自然災害、資材や燃料価格の高騰などの外的要因が農業経営へ与える影響も年々大きくなっている。このように厳しい状況は続いているが、農業が持続的に発展し、農産物の安定供給と洪水防止等の多面的機能の發揮という役割を果たせるようにしていかなければならぬ。このため、生産性と収益性が高く、中長期的かつ継続的な発展性を有するビジネス経営体を育成し、これらの経営体へ農用地を集積することが求められており、地域計画を活用した担い手への農用地の利用の集積・集約化を加速する必要がある。

さらに、デジタル技術が急速に発展する中、先端技術の活用や作業を数値化できるスマート農業について、農業者の高齢化や労働力不足に対応しつつ、生産性を向上させ、農業を成長産業としていくため、実用化していく必要がある。併せて、デジタル技術を活用した、データ駆動型の農業経営を通じて消費者ニーズに的確に対応した価値を創造・提供する、新たな農業への変革（農業のデジタルトランスフォーメーション（農業 DX））を推進していかなければならない。

さらに、農業を持続可能なものとしていくため、担い手等への経営継承を促しつつ、新規就農に向けた支援を図るとともに、女性、障がい者、企業内人材、外国人人材の活用など多様な担い手の確保を進め、“U ターン就農”や“定年帰農”など多様な就農の機会の創出を図る。

2 担い手の育成目標

(1) 効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標

既存の農業経営体がその経営を効率的かつ安定的なものとし担い手等への経営継承を促すために、あるいは青年が職業として農業を選択し得るために、生活に豊かさとゆとりを実感できる魅力とやりがいのある農業経営の可能性を明確に示す必要がある。

そこで、浜松市の農業の特性を踏まえ、効率的かつ安定的な営農モデルを示し、農業関係機関と連携し、経営感覚をもって意欲的な経営を行う先進的な経営体を育成し、地域計画に位置付け、地域とともに発展を目指す。

先進的な経営体の育成にあたっては、農業経営改善計画認定制度の普及や経営規模の拡大、資本装備の充実、先端技術やデジタル技術を活用した経営の高度化等の促進を積極的に図る。また、これらの経営体の熟度に応じて、法人化や雇用による労働力の確保とともに、独自の経営戦略に基づく商品やサービスの提供を行う農業の6次産業化やブランド化を推進することで、ビジネス経営体への誘導を図っていく。

さらに、他産業から農業に参入する企業、女性、障がい者、企業内人材、外国人人材など多様な人材を、地域の農業の重要な担い手として位置付け、育成をしていく。

効率的かつ安定的な農業経営の指標及び目標の設定にあたっては、労働力として家族2人を基本とし、次の点に留意し、下表のように定める。

① 地域

広大な浜松市を、自然的、経済的条件などを踏まえ、平地農業地域及び中山間地域の二つに区分する。但し、中山間地域の三ヶ日町にあっては、平地農業地域と比肩し得る多くの先進的な経営体が育成されてきたことから、平地農業地域に含めることとする。

② 所得目標

それぞれの地域区分の他産業従事者と比較して遜色のない年間農業所得とする。

③ 労働時間

他産業従事者と均衡する年間総労働時間の水準とする。

地 域	所得目標	労働時間
平地農業地域	750万円程度 (1経営体あたり)	1,800~2,000時間 (主たる従事者1人あたり)
中山間地域 (※)	600万円程度 (1経営体あたり) 市長が特に認める者：300万円程度 (1経営体あたり)	1,800~2,000時間 (主たる従事者1人あたり)

(※)地域振興立法9法に基づく地域

但し、法人にあっては、財務指標を総合的に判断して、現在雇用されている従事者が今後も継続的に雇用され、併せて経営の健全性を維持し得る程度の状況をもって目標とする。他産業との複合的経営を行う法人にあっては、農業分野の経営状況をもって測る。

農業者による農業の6次産業化の取り組みについては、加工品の販売やサービスの提供で得た所得を含めて目標とする。

(2) 効率的かつ安定的な経営を目指す担い手の育成

① 認定農業者制度の活用

- ・ 効率的かつ安定的な農業経営の目標に向け、自らの経営の改善を計画的に進めようとする農業者に対して、農業経営改善計画の作成を支援する。その上で、法第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた経営体（以下、「認定農業者」という。）を浜松市の農業の発展を支える主たる担い手として育成する。また、農業経営改善計画が満了しようとする者に対しても、その経営の更なる向上に資するため、再認定への誘導を積極的に推進する。
- ・ 認定農業者に対しては、地域の重要な中心経営体として地域計画に位置付け、地

域の話し合いを通じて地域農業の現状把握、課題解決へと導き、地域農業の維持発展を目指すとともに、優先的な農用地の利用の集積・集約化、低利な特別融資等の活用等、農業経営基盤強化を促進するための施策により支援していく。

- ・ 女性農業者については、女性の視点を活かし収益性の高い農業経営を育成していくため、家族経営協定の締結、農業経営改善計画の共同申請や女性の農業経営者への育成を図る。
- ・ 後継者については、家族経営協定の締結、農業経営改善計画の共同申請による立場の明確化、将来にわたり地域の農業を担う重要な中心経営体としての発展を支援する。
- ・ 兼業農家については、浜松市の農業の重要な担い手であることから、規模拡大や経営の効率化・安定化に意欲的に取り組む者については、認定農業者となるよう育成を図る。
- ・ 認定農業者を対象として、経営や労務管理などの研修の機会を設け、これらの研修を通じて、経営感覚を身につけた者については、その熟度に応じて法人化を勧める。
- ・ 浜松市担い手育成総合支援協議会や浜松市認定農業者協議会の活動を支援することにより、効率的かつ安定的な農業経営を行う者を育成していく。

② 規模拡大の推進

地域の実情に応じた農業経営基盤強化促進事業や農用地の集積・集約化機能を持つ農地中間管理事業の積極的な活用により、効率的かつ安定的な農業経営を行う者への農用地の利用の集積・集約化を図ることで規模拡大を推進する。

③ 法人化の推進

規模拡大に伴い、経営継承と優秀な人材確保を図る手法として認定農業者の法人化を推進していくために、次に掲げる法人の利点について理解を醸成していく。

ア 経営管理能力、資金調達力、信用取引力の強化

イ 雇用労働関係の明確化、労災保険の適用による雇用労働者の福祉の増進

ウ 意欲ある青年や農業技術に熟練した者を雇用することによる人材の確保

エ 経営体としての継続性の向上

④ 多様な担い手の育成

認定農業者の育成や、新規就農者を支援するとともに、雇用されて農業に従事する者、高齢者や女性、障がい者、他産業から農業に参入する企業、企業内人材、外国人材の活用など多様な担い手の確保・育成を適切に進める。

⑤ 農業の6次産業化やブランド化の推進

農業経営力を強化し、「もうかる農業」を実現するためには、優れた農業技術を活用した高品質の農産物の生産はもとより、農産物やその加工品の高付加価値化を図り、販路を確保し拡大していくことが重要である。

そのため、認定農業者や農業団体による農業の6次産業化を推進し、浜松産農産物の付加価値を高めた商品の開発・販売を支援する。

⑥ スマート農業の推進と農業のデジタルトランスフォーメーション（農業 DX）の加速化

農業者の高齢化や労働力不足などの課題に対応しつつ、生産力を向上させ、農業を成長産業としていくためには、IoT や AI などのデジタル技術の活用や作業の数値化により効率性を向上させるスマート農業の実証・普及を推進し、「もうかる農業」を実現することが必要である。

さらに、「浜松市デジタルファースト宣言」に基づき、データ駆動型の農業経営を通じて消費者のニーズに的確に対応した価値を創造・提供していく、新たな農業への変革（農業のデジタルトランスフォーメーション（農業 DX））を図っていく。

⑦ リスク対策

自然災害による収量減や市場価格の下落等に対する農業者の備えを万全にするため、農業保険等の加入を促進する。また農業の事業継続に影響を与えるようなリスクに冷静に対処し、被害を最小限にすることができるよう BCP（事業継続計画）の策定を推進する。

（3）新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

浜松市は多種多様な農産物の産地としての生産量の維持・拡大を図っていくため、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要があり、就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。就農希望者に対して、認定新規就農者への支援制度の活用を促すとともに、農用地の確保については農業委員会や農地中間管理機構による紹介、技術・経営面については市、県農林事務所、農業委員会や農業協同組合等による重点的な指導を行い、就農後は、地域の農業者等が加わったサポートチームによる指導・助言を行うなど、総力をあげて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

新たに農業経営を営もうとする青年等の農業経営の指標及び目標の設定にあたっては、労働力として本人1人を基本とし、次の点に留意し、下表のように定める。

① 所得目標

農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得を目標とする。

② 労働時間

他産業従事者と均衡する年間総労働時間の水準とする。

所得目標	労働時間
300万円程度 (1経営体あたり)	1,800～2,000時間 (主たる従事者1人あたり)

但し、法人にあっては、財務指標を総合的に判断して、現在雇用されている従事者が今後も継続的に雇用され、併せて経営の健全性を維持し得る程度の状況をもつて目標とする。他産業との複合的経営を行う法人にあっては、農業分野の経営状況をもって測る。

農業者による農業の6次産業化の取り組みについては、加工品の販売やサービスの提供で得た所得を含めて目標とする。

(4) 農業生産基盤の推進

天竜川から取水する三方原用水と天竜川下流用水及び都田川から取水する浜名湖北部用水は、営農に必要な農業用水を供給する重要な施設である。これらの広域用水は、基幹部分を国営事業により整備され、末端部分については、県営及び団体営事業等により整備がされた。そのほか、農道やは場整備事業等の基盤整備事業多くの地域で展開してきた。

今後も、農業用水の安定供給や農業生産性向上のため、既存施設の老朽化対策を中心に、防災・減災対策等、安全安心を目指した基盤整備を進めるため、国営、県営事業の誘導や、国・県等の各種助成事業を活用するなど、適時、的確な整備を推進していく。

さらに、基盤整備を契機に、高収益作物の導入や担い手への農用地集積・集約化など、きめ細やかな対策を講じることで、農業競争力の強化を図るとともに、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動に係る支援を行い、地域資源の適切な保全管理を推進していく。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する當農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に浜松市及び周辺市町で展開している優良事例を踏まえつつ、浜松市における主要な當農類型についてこれを示すと次のとおりである。

（平地農業地域）

當農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水 稲 + 作業受託	<作付面積> 水稻 18.0ha 作業受託 5.0ha <經營面積> 23.0ha	<資本装備> ・トラクター(55ps) ・ロータリー(1.8m) ・高速側条施肥田植機(6条) ・グレンタクソ自脱コバイン(5条) ・循環型乾燥機(24石×4台) ・乗用防除機 ・作業場、乾燥調整施設(100m ²) <その他> ・品種の組合せによる作期分散 ・早期コシヒカリ栽培 ・元肥一発肥料の使用 ・環境保全技術の導入	・複式簿記記帳 ・経営と家計分離 ・気象、病害虫情報の活用 ・作業日誌の記帳 ・ほ場管理システムの確立 ・GAP等の実践	・休日制の導入
茶 (自園 自製 自販)	<作付面積> 茶 5.0ha <經營面積> 5.0ha	<資本装備> ・小型乗用摘採機一式 ・乗用型防除機 ・肥料散布機、深耕機 ・防霜ファン ・製茶工場 453m ² ・製茶機械 120K 1ライン ・堆肥置場 90m ² ・茶仕上加工施設、冷蔵庫他 <その他> ・独自の品種組合せによるブランド化 ・加工、仕上方法の改善による高質茶づくり(香り緑茶、紅茶等)	・複式簿記記帳 ・経営と家計分離 ・青色申告の実施 ・気象、病害虫情報の活用 ・作業日誌の記帳 ・ほ場管理システムの確立 ・GAP等の実践	・休日制の導入 ・農繁期の臨時雇用者確保
茶 (自園 自製 兼 買葉)	<作付面積等> 茶 10.0ha 自園 7.0ha (うち借地 3.0ha) 買葉 3.0ha	<資本装備> ・乗用型摘採機 ・乗用型防除機 ・乗用型管理機 ・防霜ファン ・製茶機械 120K 1.5ライン <その他> ・戦略品種を中心に早生(20%) ・晩生(10%) ・特色のある茶の生産 ・直販など小売販売による高附加值化	・複式簿記記帳 ・経営と家計分離 ・青色申告の実施 ・気象、病害虫情報の活用 ・作業日誌の記帳 ・ほ場管理システムの確立 ・GAP等の実践	・休日制の導入 ・農繁期の臨時雇用者確保

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
柑橘 (温州 みかん)	<作付面積> 温州みかん 4.0ha <経営面積> 4.0ha	<資本装備> ・スピードスプレヤー (1,000) ・運搬、フォークリフト(1.8t) ・大型貯蔵庫 50坪他 (冷風式を含む) <その他> ・園内道整備 ・共選共販等による産地ブランドの徹底 ・光センサー選果機に対応した高品質果実生産	・複式簿記記帳 ・経営と家計分離 ・青色申告の実施 ・気象、病害虫情報の活用 ・作業日誌の記帳 ・ほ場管理システムの確立 ・GAP等の実践	・休日制の導入 ・農繁期の臨時雇用者の確保
柑橘 ハウス みかん + 露地 みかん	<作付面積> ハウスみかん 0.3ha 露地みかん 1.7ha <経営面積> 2.0ha	<資本装備> ・ハウス施設一式 3,000 m ² ・スピードスプレヤー(600ℓ) ・運搬機 ・貯蔵庫 20坪他 ・加温設備 <その他> ・省エネ型栽培の推進 ・土づくりによる樹勢の維持 ・園内道整備 ・共選共販等による産地ブランドの徹底 ・光センサー選果機に対応した高品質果実生産	・複式簿記記帳 ・経営と家計分離 ・青色申告の実施 ・気象、病害虫情報の活用 ・作業日誌の記帳 ・ほ場管理システムの確立 ・GAP等の実践	・休日制の導入 ・農繁期の臨時雇用者の確保
梨	<作付面積> 梨 1.2ha <経営面積> 1.2ha	<資本装備> ・果樹棚 ・防鳥ネット ・灌水施設 ・スピードスプレヤー (500ℓ) ・運搬機 (トラック、クローラー運搬車等) ・販売設備 <その他> ・直販など小売販売を主体	・複式簿記記帳 ・経営と家計分離 ・青色申告の実施 ・気象、病害虫情報の活用 ・作業日誌の記帳 ・ほ場管理システムの確立 ・GAP等の実践	・休日制の導入 ・農繁期の臨時雇用者の確保
柿 + 柑橘	<作付面積> 柿 1.2ha 温州みかん 1.0ha <経営面積> 2.2ha	<資本装備> ・スピードスプレヤー (1,000) ・動力噴霧機 ・運搬機 ・貯蔵庫 20坪他 <その他> ・園内道整備 ・共選共販等による産地ブランドの徹底 ・光センサー選果機に対応した高品質果実生産 ・収穫時期を考慮した品種構成を検討	・複式簿記記帳 ・経営と家計分離 ・青色申告の実施 ・気象、病害虫情報の活用 ・作業日誌の記帳 ・ほ場管理システムの確立 ・GAP等の実践	・休日制の導入 ・農繁期の臨時雇用者の確保

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
柑橘 (温州みかん) + ブルーベリー	<作付面積> 温州みかん 1.5ha ブルーベリー (ハウス) 0.24ha ブルーベリー (ネット) 0.1ha <経営面積> 1.84ha	<資本設備> ・ビニールハウス 2,400 m ² ・ネットハウス 1,000 m ² ・灌水設備 ・加温設備 ・動力噴霧機 ・運搬機（トラック等） ・貯蔵庫 20坪他 <その他> ・園内道整備 ・共選共販等による産地ブランドの徹底 ・光センサー選果機に対応した高品質果実生産	・複式簿記記帳 ・経営と家計分離 ・青色申告の実施 ・気象、病害虫情報の活用 ・作業日誌の記帳 ・ほ場管理システムの確立 ・GAP 等の実践	・休日制の導入 ・農繁期の臨時雇用者の確保
いちご	<作付面積> いちご 0.43ha <経営面積> 0.43ha	<資本設備> ・ビニールハウス 4,300 m ² ・内部被覆装置、温風暖房機、収穫台車 ・高設栽培システム、 ・小型ポット育苗システム ・電照設備、動力噴霧機 <その他> ・小型ポット育苗による省力・早期栽培 ・高設栽培による収穫期間の延長（5月下旬） ・変温管理、補助電照等による草勢維持 ・雇用労力の有効活用 ・総合的病害虫・雑草管理(IPM)の導入	・複式簿記記帳 ・経営と家計分離 ・青色申告の実施 ・市況情報の活用 ・作業日誌の記帳 ・GAP 等の実践	・休日制の導入 ・収穫調整を中心とした雇用者の確保
トマト	<作付面積> トマト 0.6ha <経営面積> 0.6ha	<資本設備> ・ビニールハウス 6,000 m ² ・養液栽培システム一式 ・内部被覆装置、温風暖房機他 <その他> ・雇用労力の有効活用 ・総合的病害虫・雑草管理(IPM)の導入 ・交配用ハチの利用	・複式簿記記帳 ・経営と家計分離 ・青色申告の実施 ・市況情報の活用 ・作業日誌の記帳 ・GAP 等の実践	・休日制の導入 ・収穫調整を中心とした雇用者の確保

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
温室 メロン	<作付面積> メロン 0.9ha (0.2ha×4.5作) <経営面積> 0.2ha	<資本設備> ・超低コスト耐候性温室 2,000 m ² ・温室環境制御システム ・温湯（木質ペレット）ボイラ一、冷房機 ・ヒートポンプ ・アルミベンチ、畝立て機 ・炭酸ガス発生装置、自動灌水システム <その他> ・雇用労力の有効活用 ・石油代替機器の導入 ・環境保全型技術の導入	・複式簿記記帳 ・経営と家計分離 ・青色申告の実施 ・市況情報の活用 ・作業日誌の記帳 ・GAP 等の実践	・休日制の導入 ・収穫調整を中心とした雇用者の確保
みつば	<作付面積> みつば 6.8ha (0.8ha×8.5作) <経営面積> 0.8ha	<資本設備> ・鉄骨パイプハウス 8,000 m ² ・複合環境制御装置 ・高床固定式養液栽培プラント ・下葉とり機、包装機 ・暖房機、炭酸ガス発生装置他 <その他> ・雇用導入・調整作業 80%外注を前提とした企業的な個別経営 ・遮光、遮熱、保加温、炭酸ガス施用による生育促進 (8.5作/年)	・複式簿記記帳 ・企業的経営管理手法の導入 ・青色申告の実施 ・契約販売の実施 ・市況情報の活用 ・作業日誌の記帳 ・計画的生産出荷 ・GAP 等の実践	・休日制の導入 ・収穫調整に年間雇用の確保
葉ねぎ	<作付面積> 葉ねぎ 2.4ha (0.6ha×4作) <経営面積> 0.6ha	<資本設備> ・ビニールハウス 6,000 m ² ・灌水、換気装置 ・皮剥き機 ・予冷庫 ・堆肥舎他 <その他> ・土づくりによる連作障害の回避 ・雇用労力による調整作業の実施 ・夏季における適正品種の選定 ・環境保全型技術の導入	・複式簿記記帳 ・経営と家計分離 ・青色申告の実施 ・契約販売の実施 ・市況情報の活用 ・作業日誌の記帳 ・計画的生産出荷 ・常時雇用の活用 ・GAP 等の実践	・休日制の導入 ・収穫調整に年間雇用の確保
ちんげん さい	<作付面積> ちんげんさい 7.2ha (0.8ha × 9作) <経営面積> 0.8ha	<資本設備> ・ビニールハウス 8,000 m ² ・トラクター (20ps) ・動力噴霧機 ・包装機 ・予冷庫他 <その他> ・セル成型苗育苗 ・夏期遮光資材の利用 ・土づくりによる連作障害の回避 ・雇用労力による調整作業の実施	・複式簿記記帳 ・経営と家計分離 ・青色申告の実施 ・契約販売の実施 ・市況情報の活用 ・作業日誌の記帳 ・計画的生産出荷 ・常時雇用の活用 ・GAP 等の実践	・休日制の導入 ・収穫調整に年間雇用の確保

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
セルリー	<p><作付面積></p> <p>セルリー 1.4ha (ハウス0.7ha ×2作)</p> <p><経営面積> 0.7ha</p>	<p><資本装備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・鉄骨パイプハウス 7,000 m² ・育苗ハウス 200 m² ・トラクター(25ps) ・小型管理機 ・成畠機 ・土壤消毒同時マルチ機 ・定植機、動力噴霧機 ・運搬車（クローラ型） ・温風暖房機他 <その他> ・セル成型苗の購入・雇用労力の安定的確保 ・安定的な出荷体制の確立 	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳 ・青色申告の実施 ・気象、病害虫情報の活用 ・ブランド化推進 ・作業日誌の記帳 ・作型の適正組み合わせの確立 ・GAP 等の実践 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入 ・農繁期の臨時雇用者の確保
エシャレット + かんしょ	<p><作付面積></p> <p>エシャレット 1.0ha かんしょ 0.8ha</p> <p><経営面積> 1.8ha</p>	<p><資本装備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・トラクター(25ps) ・小型管理機 ・動力噴霧機 ・マルチヤー、掘り取り機 ・運搬車 <その他> ・バイオセンターからの優良苗の活用 ・夏期遮光資材の利用 ・土づくりによる連作障害の回避 ・雇用労力による調整作業の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳 ・経営と家計分離 ・青色申告の実施 ・市況情報の活用 ・作業日誌の記帳 ・GAP 等の実践 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入 ・収穫時期を中心とした雇用者の確保
ばれいしょ + だいこん	<p><作付面積></p> <p>ばれいしょ 4.0ha だいこん 3.0ha</p> <p><経営面積> 4.0ha</p>	<p><資本装備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・トラクター(35ps) ・耕転機、管理機、定植機 ・動力噴霧機 ・土壤消毒機 ・マルチヤー、掘り取り機 ・重量選別機 ・運搬車 <その他> ・雇用労力による調整作業の実施 ・春ばれいしょと秋冬だいこんの輪作 ・共選場の利用 	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳 ・経営と家計分離 ・青色申告の実施 ・市況情報の活用 ・作業日誌の記帳 ・ブランド化推進 ・GAP 等の実践 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入 ・収穫時期を中心とした雇用者の確保

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
ばれいしょ + キャベツ	<作付面積> ばれいしょ 4.0ha キャベツ 3.0ha <経営面積> 4.0ha	<資本装備> ・トラクター（35ps） ・トラック（2t）、軽トラック ・管理機 ・マルチヤー、掘り取り機 ・土壤消毒機 ・動力噴霧器 ・クローラー運搬車 ・全自動定植機 ・サンソワー ・重量選別機 ・育苗用ハウス（200 m ² ） <その他> ・選果場利用（ばれいしょ） ・契約出荷（キャベツ） ・繁忙期の雇用確保	・複式簿記記帳 ・経営と家計分離 ・青色申告の実施 ・市況情報の活用 ・作業日誌の記帳 ・ブランド化推進 ・GAP 等の実践	・休日制の導入 ・収穫時期を中心とした雇用者の確保
キャベツ	<作付面積> キャベツ 5.5ha <経営面積> 5.5ha	<資本装備> ・トラクター（45ps） ・トラクター（17ps） ・トラック（2t）、軽トラック ・管理機 ・動力噴霧器 ・クローラー運搬車 ・全自動定植機 ・サンソワー ・育苗用ハウス（200 m ² ） <その他> ・契約出荷 ・繁忙期の雇用確保	・複式簿記記帳 ・経営と家計分離 ・青色申告の実施 ・市況情報の活用 ・作業日誌の記帳 ・GAP 等の実践	・休日制の導入 ・収穫時期を中心とした雇用者の確保
たまねぎ + かんしょ	<作付面積> たまねぎ 3.0ha かんしょ 2.0ha <経営面積> 3.0ha	<資本装備> ・トラクター（23ps） ・耕運機、管理機、移植機 ・動力噴霧機 ・土壤消毒機 ・マルチヤー、掘り取り機 ・芋洗浄機、ひげ取機 ・運搬車 <その他> ・早生たまねぎと早掘りかんしょの輪作	・複式簿記記帳 ・経営と家計分離 ・青色申告の実施 ・市況情報の活用 ・作業日誌の記帳 ・GAP 等の実践	・休日制の導入 ・収穫時期を中心とした雇用者の確保

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
きく	<p><作付面積> きく 0.875ha (0.35ha × 2.5 作)</p> <p><経営面積> 0.35ha</p>	<p><資本装備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ビニールハウス 3,500 m² ・複合環境制御装置 ・暖房機、無人防除施設 ・トラクター (20ps) ・成畠機、循環扇 ・選花機 ・動力噴霧器 ・冷蔵庫他 <その他> ・育苗部門の分離 (全量発根苗購入) ・周年出荷体系 	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳 ・経営と家計分離 ・青色申告の実施 ・ブランド化推進 ・市況情報の活用 ・流通管理システムの確立 ・GAP 等の実践 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入 ・収穫時期を中心とした雇用者の確保
ガーベラ	<p><作付面積> ガーベラ 0.4ha</p> <p><経営面積> 0.4ha</p>	<p><資本装備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ビニールハウス 4,000 m² ・養液システム一式 ・トラクター (20ps、土耕の場合) ・循環扇 ・複合環境制御装置 ・暖房機、ヒートポンプ ・選花機 ・冷蔵庫他 <その他> ・苗は全て購入 (毎年半数ずつ植替え) ・周年出荷体系 	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳 ・経営と家計分離 ・青色申告の実施 ・ブランド化推進 ・市況情報の活用 ・流通管理システムの確立 ・GAP 等の実践 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入 ・収穫時期を中心とした雇用者の確保
トルコギキョウ	<p><作付面積> トルコギキョウ 0.3ha</p> <p><経営面積> 0.3ha</p>	<p><資本装備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ビニールハウス 3,000 m² ・複合環境制御装置 ・暖房機 ・冷蔵庫他 <その他> ・育苗技術の習得 ・11月～3月、6月(11月～1月出荷は2度切りで6月にも出荷) 	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳 ・経営と家計分離 ・青色申告の実施 ・市況情報の活用 ・流通管理システムの確立 ・GAP 等の実践 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入 ・定植時期及び収穫時期を中心とした雇用者の確保
鉢物(洋蘭)	<p><作付面積> シンピジュウム 0.5ha</p> <p><経営面積> 0.5ha</p>	<p><資本装備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・硬質プラスチックハウス (アクリル) 5,000 m² ・複合環境制御装置 ・暖房機 ・移動ベンチ ・作業所 ・山上げ用フレーム <その他> ・自動かん水による省力化 	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳 ・経営と家計分離 ・青色申告の実施 ・市況情報の活用 ・流通管理システムの確立 ・GAP 等の実践 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入 ・収穫時期を中心とした雇用者の確保

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
鉢物 (観葉・ 鉢花)	<p><作付面積> 観葉・鉢花 0.4ha</p> <p><経営面積> 0.4ha</p>	<p><資本装備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・硬質プラスチックハウス (アクリル) 4,000 m² ・複合環境制御装置 ・暖房機 ・自動かん水施設 ・動力噴霧機 ・作業所 <その他> ・自動かん水による省力化 	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳 ・経営と家計分離 ・青色申告の実施 ・市況情報の活用 ・流通管理システムの確立 ・GAP 等の実践 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入 ・収穫時期を中心とした雇用者の確保
花木 (枝物)	<p><作付面積> クジャクヒバ 0.3ha</p> <p>ハナモモ 0.4ha</p> <p>ハウスホオズキ 0.15ha</p> <p>露地ホオズキ 0.2ha</p> <p>グニューカリ 0.2ha</p> <p>和シャクヤク 0.2ha</p> <p>洋シャクヤク 0.1ha</p> <p><経営面積> 1.55ha</p>	<p><資本装備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ビニールハウス 1,500 m² ・耕耘機(8ps) ・畝立機、マルチャー ・トラクター(20ps) ・自動結束機 ・促成室 20 m² <その他> ・優良品種の導入 	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳 ・経営と家計分離 ・青色申告の実施 ・作業日誌の記帳 ・GAP 等の実践 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入 ・収穫時期を中心とした雇用者の確保
庭園木 + 緑化樹	<p><作付面積> 庭園木 0.5ha</p> <p>緑化樹 0.7ha</p> <p><経営面積> 1.2ha</p>	<p><資本装備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・クレーン付トラック 2t ・パワーショベル ・管理機 ・動力噴霧機 ・作業所兼格納庫 60 m² ・堆肥舎 30 m² 他 <その他> ・新資材や機械の利用による省力化 ・伝統的な高度整枝技術の習得 ・消費動向に対応した樹種の選定 	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳 ・経営と家計分離 ・青色申告の実施 ・作業日誌の記帳 ・経営分析の実施 ・GAP 等の実践 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
酪農 (畑地型)	<p><作付面積等></p> <p>経産牛 70頭 育成牛 16頭</p> <p>草地面積 3.0ha</p>	<p><資本装備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・成牛繋ぎ牛舎 576 m² (牛乳処理室、分娩房、事務室、倉庫 87 m²を含む、バーンクリーナー) ・育成牛舎 87 m² (カーフハッチ併用) ・堆肥舎 884 m²、尿溜 353 m² ・パイプラインミルカー (50ストール、4ネット自動離脱) ・バルククーラー(2,500ℓ) ・飼料混合攪拌機又は自動給餌機 ・トラクター 50ps ・フロントローダー ・ダンプトラック 2t ・ロータリー ・播種機等栽培機器一式他 <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・飼料の多回給与 ・夏作デントコーン、冬作イタリアンライグラス等 ・利用形態はサイレージ ・動力噴霧機 200ℓ 2台 ・アニマルウェルフェアに対応した飼育スペースを確保 (牛房 2.68 m²) 	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳 ・経営と家計分離 ・青色申告の実施 ・作業日誌の記帳 ・飼料管理システムの確立 ・パソコンによる計数管理 ・GAP 等の実践 	<ul style="list-style-type: none"> ・ヘルパー活用による休日制の導入
肉牛 (肉専用種肥育)	<p><作付面積等></p> <p>肉専用種 常時 175頭</p>	<p><資本装備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・畜舎 1,050 m² ・堆肥舎 525 m² ・飼料庫 490 m² ・フロントローダー ・ダンプトラック 2t <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・日増体量を 0.9kg 以上 ・動力噴霧機 200ℓ 2台 ・アニマルウェルフェアに対応した飼育スペースを確保 (5.2 m²/頭) 	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳 ・経営と家計分離 ・青色申告の実施 ・作業日誌の記帳 ・飼料管理システムの確立 ・GAP 等の実践 	<ul style="list-style-type: none"> ・ヘルパー活用

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
養豚 (一貫経営)	<作付面積等> 常時飼養頭数 種雌豚 170 頭 種雄豚 3 頭 育成豚 55 頭 子豚～肥育豚 2,040 頭	<資本設備> ・肥育豚舎 760 m ² 母豚舎 470 m ² 分娩豚舎 410 m ² 子豚舎 860 m ² ・堆肥処理舎 380 m ² ・ボブキャット、堆肥発酵、 浄化槽 ・豚衡器、チームクリーナー ・トラック、ダンプトラック 2t 他 <その他> ・人工授精 ・種雌豚の経済寿命は 3 年 6 産、更新率 33%、 ・多産の高能力母豚 ・母豚 1 頭当たりの離乳仔豚数 12 頭 ・豚舎構造 分娩・子豚舎は高床式 肉豚舎はスノコ式 ・除糞はスクレーパー処理 ・糞は堆肥舎、尿は浄化槽で 処理 ・動力噴霧機 20ℓ 2 台 ・防護柵、防鳥ネットの設 置 ・アニマルウェルフェアに対 応した飼育スペースを確保 (0.7 m ² /肥育豚)	・複式簿記記帳 ・経営と家計分離 ・青色申告の実施 ・作業日誌の記帳 ・飼料管理シス テムの確立 ・パソコンによる 計数管理 ・GAP 等の実践	・休日制の導入
採卵鶏	<作付面積等> 鶏 2.5 万羽 (平均飼養頭数)	<資本設備> ・鶏舎 2,000 m ² (無窓・高床・3 段) ・堆肥舎 395 m ² ・ケージ自動化システム ・洗卵選別機 ・ロードコンベア ・鶏糞堆肥攪拌搬送装置 ・ショベルローダー ¹ ・ダンプトラック 2t 他 <その他> ・初生雛導入(年 7 回) ・産卵率 83% ・給餌、給水、集卵、出荷作業 の自動化 ・動力噴霧機 20ℓ 2 台 ・アニマルウェルフェアに対応 した飼育スペースを確保 (430c m ² /羽)	・複式簿記記帳 ・経営と家計分離 ・青色申告の実施 ・作業日誌の記帳 ・飼料管理シス テムの確立 ・パソコンによる 計数管理 ・GAP 等の実践	・休日制の導入 ・鶏卵処理に年間雇 用

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
プロイラー	<p><作付面積等></p> <p>鶏 年間出荷羽数 50.5万羽 (常時飼養羽数 10.3万羽)</p>	<p><資本設備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・鶏舎 6,500 m² ・堆肥舎 400 m² ・自動管理・温水給湯システム ・細霧システム、飲水給湯システム ・高温高圧洗浄機、ワクチンスプレー ・ショベルローダー ・ダンプトラック 2t ・自家発電機、警報システム他 <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・45日齢出荷、出荷体重3kg ・年間鶏舎利用回数:5回 ・育成率98%、飼料要求率1.7% ・3農場、農場内オールアウト飼育方式 ・衛生対策(鶏病予防ワクチン、細菌自主検査) ・動力噴霧器 200 2台 ・アニマルウェルウェアに対応した飼育スペースを確保(50羽/坪) 		

※「GAP等の実践」…認証取得の有無に限らずGAP（農業生産工程管理）に取り組むことを指す（他の営農類型も同様）

〈中山間地域〉

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
茶 (自園自製 自販)	<作付面積> 茶 2.2ha <経営面積> 2.2ha	<資本装備> ・小型乗用摘採機、可搬型摘採機、整枝機、せん枝機 ・歩行型管理機 ・製茶機械 60K 1ライン ・防霜ファン <その他> ・仕上げ施設を装備 ・品種の組み合わせによる適期摘採の良質かつ特徴ある茶の生産	・複式簿記記帳 ・経営と家計分離 ・青色申告の実施 ・作業日誌の記帳 ・GAP 等の実践	・休日制の導入 ・収穫時期を中心とした雇用者の確保
茶 (共同工場) + 自販	<作付面積> 茶 3.5ha <経営面積> 3.5ha (うち借地 1.0ha)	<資本装備> ・乗用型摘採機又は小型乗用摘採機、可搬型摘採機、整枝機、せん枝機 ・乗用型又は歩行型管理機 ・製茶機械 120K 又は 90K 1.5ライン ・防霜ファン <その他> ・仕上げ施設を装備 ・品種の組み合わせによる適期摘採の良質かつ特徴ある茶の生産	・複式簿記記帳 ・青色申告の実施 ・気象、病害虫情報の活用 ・ブランド化推進 ・作業日誌の記帳 ・GAP 等の実践	・休日制の導入 ・農繁期の臨時雇用者の確保
茶 (共同工場) 【碾茶】	<作付面積> 茶 4.0ha <経営面積> 4.0ha (うち借地 1.0ha)	<資本装備> ・小型乗用摘採機、可搬型摘採機、整枝機、せん枝機 ・乗用型又は歩行型管理機一式 ・碾茶炉（簡易炉含む）1ライン ・防霜ファン ・被覆資材 <その他> ・一、二番茶を被覆し碾茶を生産 ・秋冬番茶は無被覆で秋碾茶（通称）を生産 ・碾茶適合品種への改植	・複式簿記記帳 ・青色申告の実施 ・気象、病害虫情報の活用 ・ブランド化推進 ・作業日誌の記帳 ・GAP 等の実践	・休日制の導入 ・農繁期の臨時雇用者の確保

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
ちんげんさい	<作付面積等> ちんげんさい 1. 4ha (0. 2ha × 7 作) <経営面積> 0. 2ha	<資本装備> ・ビニールハウス 2,000 m ² ・予冷庫他 <その他> ・セル成型苗育苗 ・夏期遮光資材の利用 ・土づくりによる連作障害の回避 ・雇用労力による調整作業の実施	・複式簿記記帳 ・経営と家計分離 ・青色申告の実施 ・契約販売の実施 ・市況情報の活用 ・作業日誌の記帳 ・計画的生産出荷 ・常時雇用の活用 ・GAP 等の実践	・休日制の導入 ・収穫調整に年間雇用の確保
茶 (共同) + 野菜	<作付面積> 茶 1. 5ha ちんげんさい 0. 4ha (0. 1ha × 4 作) <経営面積> 1. 6ha	<資本装備> ・可搬式摘採機、整枝機、せん枝機 ・防霜ファン ・パイプハウス 1,000 m ² 他 <その他> ・茶は共同製茶工場参加 ・栽培技術改善による良質茶生産 ・ちんげんさいはハウス栽培 年間 4 作 ・セル成型苗育苗	・複式簿記記帳 ・青色申告の実施 ・気象、病害虫情報の活用 ・作業日誌の記帳 ・品質管理システムの確立 ・GAP 等の実践	・休日制の導入 ・農繁期の臨時雇用者の確保
茶 (共同) + 花木	<作付面積> 茶 1. 0ha しきみ 0. 6ha <経営面積> 1. 6ha	<資本装備> ・可搬式摘採機、整枝機、せん枝機 ・歩行型管理機 ・防霜ファン <その他> ・茶は共同製茶工場参加 ・栽培技術改善による良質茶生産 ・しきみは露地栽培	・複式簿記記帳 ・青色申告の実施 ・気象、病害虫情報の活用 ・作業日誌の記帳 ・品質管理システムの確立 ・GAP 等の実践	・休日制の導入 ・農繁期の臨時雇用者の確保
茶 (共同) + シイタケ	<作付面積> 茶 1. 0ha シイタケ 10, 000 本	<資本装備> ・可搬式摘採機、整枝機、せん枝機一式 ・歩行型管理機 ・防霜ファン ・養生ハウス 200 m ² ・浸水槽 ・人工ほだ場 140 m ² ・乾燥室 120 m ² ・クレーラー運搬車 1 台 <その他> ・茶は共同製茶工場参加 ・栽培技術改善による良質茶生産 ・シイタケは 7 割が生 (直壳) 3 割が乾燥 (共販)	・複式簿記記帳 ・青色申告の実施 ・気象、病害虫情報の活用 ・作業日誌の記帳 ・品質管理システムの確立 ・GAP 等の実践	・休日制の導入 ・農繁期の臨時雇用者の確保

第3 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標として、現に浜松市及び周辺市町で展開している事例を踏まえつつ、浜松市における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
柑橘 (温州みかん)	<作付面積> 温 州 み か ん 2.0ha <経営面積> 2.0ha	<資本装備> ・スピードスプレイヤー (600L) ・運搬機、フォークリフト (1t) ・大型貯蔵庫 20坪他 <その他> ・園内道整備 ・共選共販等による産地ブランドの徹底 ・光センサー選果機に対応した果実生産	・複式簿記記帳 ・経営と家計分離 ・青色申告の実施 ・気象、病害虫情報の活用 ・作業日誌の記帳 ・ほ場管理システムの確立 ・GAP等の実践	・休日制の導入 ・農繁期の臨時雇用者の確保
ブルーベリー	<作付面積等> ブルーベリー (ハウス) 0.24ha ブルーベリー (ネット) 0.1ha <経営面積> 0.34ha	<資本装備> ・ビニールハウス 2,400 m ² ・ネットハウス 1,000 m ² ・灌水設備 ・加温設備 ・動力噴霧機 ・運搬機 (トラック等) <その他> ・共選共販等による産地ブランドの徹底	・複式簿記記帳 ・経営と家計分離 ・青色申告の実施 ・気象、病害虫情報の活用 ・作業日誌の記帳 ・ほ場管理システムの確立 ・GAP等の実践	・休日制の導入 ・農繁期の臨時雇用者の確保
いちご	<作付面積> いちご 0.2ha <経営面積> 0.2ha	<資本装備> ・ビニールハウス 2,000 m ² ・内部被覆装置、温風暖房機、収穫台車 ・高設栽培システム、小型ポット育苗システム ・電照設備、動力噴霧機 <その他> ・小型ポット育苗による省力 ・早期栽培 ・高設栽培による収穫期間の延長 (5月下旬) ・変温管理、補助電照等による草勢維持 ・雇用労力の有効活用 ・総合的病害虫・雑草管理 (IPM) の導入	・複式簿記記帳 ・経営と家計分離 ・青色申告の実施 ・市況情報の活用 ・作業日誌の記帳 ・GAP等の実践	・休日制の導入 ・収穫調整を中心とした雇用者の確保

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
トマト	<p><作付面積> トマト 0.3ha</p> <p><経営面積> 0.3ha</p>	<p><資本装備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ビニールハウス 3,000 m² ・養液栽培システム一式 ・内部被覆装置、温風暖房機他 <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・雇用労力の有効活用 ・総合的病害虫・雑草管理(IPM)の導入 ・交配用ハチの利用 	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳 ・経営と家計分離 ・青色申告の実施 ・市況情報の活用 ・作業日誌の記帳 ・GAP等の実践 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入 ・収穫調整を中心とした雇用者の確保
ちんげんさい	<p><作付面積> ちんげんさい 3.2ha (0.4ha × 8作)</p> <p><経営面積> 0.4ha</p>	<p><資本装備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ビニールハウス 4,000 m² ・トラクター(20ps) ・動力噴霧機 ・包装機 ・予冷庫他 <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・セル成型苗育苗 ・夏期遮光資材の利用 ・土づくりによる連作障害の回避 ・雇用労力による調整作業の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳 ・経営と家計分離 ・青色申告の実施 ・契約販売の実施 ・市況情報の活用 ・作業日誌の記帳 ・計画的生産出荷 ・常時雇用の活用 ・GAP等の実践 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入 ・収穫調整に年間雇用の確保
セルリー	<p><作付面積> セルリー 0.6ha (ハウス0.3ha × 2作)</p> <p><経営面積> 0.3ha</p>	<p><資本装備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・鉄骨パイプハウス 3,000 m² ・育苗ハウス 100 m² ・トラクター(25ps) ・小型管理機 ・成畝機 ・土壤消毒同時マルチ機 ・定植機、動力噴霧機 ・運搬車(クローラ型) ・温風暖房機他 <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・セル成型苗の購入・雇用労力の安定的確保 ・安定的な出荷体制の確立 	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳 ・青色申告の実施 ・気象、病害虫情報の活用 ・ブランド化推進 ・作業日誌の記帳 ・作型の適正組み合わせの確立 ・GAP等の実践 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入 ・農繁期の臨時雇用者の確保
ばれいしょ	<p><作付面積> ばれいしょ 2.5ha</p> <p><経営面積> 2.5ha</p>	<p><資本装備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・トラクター(30ps) ・耕耘機、管理機、定植機 ・動力噴霧機 ・土壤消毒機 ・マルチャー、掘り取り機 ・運搬車 <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・雇用労力による調整作業の実施 ・共選場の利用 	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳 ・経営と家計分離 ・青色申告の実施 ・市況情報の活用 ・作業日誌の記帳 ・ブランド化推進 ・GAP等の実践 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入 ・収穫時期を中心とした雇用者の確保

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
たまねぎ + かんしょ	<作付面積> たまねぎ 1. 2ha かんしょ 0. 8ha <経営面積> 1. 2ha	<資本装備> ・トラクター(23ps) ・管理機、移植機 ・動力噴霧機 ・土壤消毒機 ・マルチャー、掘り取り機 ・芋洗浄機、ひげ取機 ・運搬車 <その他> ・早生たまねぎと早掘りかんしょの輪作	・複式簿記記帳 ・経営と家計分離 ・青色申告の実施 ・市況情報の活用 ・作業日誌の記帳 ・GAP 等の実践	・休日制の導入 ・収穫時期を中心とした雇用者の確保
茶 (共同工場) + 自販	<作付面積> 茶 1. 7ha <経営面積> 1. 7ha	<資本装備> ・可搬式摘採機、整枝機、せん枝機 ・歩行型管理機 ・防霜ファン <その他> ・品種の組み合わせによる摘採期間の延長と特徴ある茶の生産	・複式簿記記帳 ・青色申告の実施 ・気象、病害虫情報の活用 ・ブランド化推進 ・作業日誌の記帳 ・GAP 等の実践	・休日制の導入 ・農繁期の臨時雇用者の確保

第4 農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

浜松市の特徴である野菜、果物、花き、畜産等、多種多様の農畜産物を安定的に生産し、浜松市の農業の維持・発展に必要となる効率的かつ安定的な経営を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、県農業経営・就農支援センター、県農林事務所、農業協同組合等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組む。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、農地・農業用機械の取得、就農相談、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援及び家族経営協定の締結による農業従事の態様の改善等に努める。

加えて、浜松市農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、新たに独立して農業経営を開始する者、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材に対して関係機関と連携して、地域に定着し活躍できるよう必要な情報の提供、研修の実施等の支援を行う。また、担い手不在地域へ新たな担い手を確保するため、静岡県農業法人誘致推進連絡会に参画し、農業法人等の誘致活動に積極的に取り組む。

2 市が主体的に行う取組

浜松市は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、県農林事務所や農業協同組合など関係機関と連携して、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修・農用地の紹介等、就農等希望者に対する情報提供を行う。

また、就農後の定着に向けて、販路開拓や営農面から生活面までの様々な相談に対応するための県、農業委員会、農業協同組合等関係機関を含めた相談対応など、必要となるサポートを行う。

併せて浜松市は、新たに農業経営を始めようとする青年等が、本構想に基づく青年等就農計画を作成し、青年等就農資金、国庫補助事業等の国による支援策や県による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展できるよう必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

3 関係機関との連携・役割分担の考え方

浜松市は、県、農業委員会、農業協同組合、農業教育機関、県農業経営・就農支援セ

ンター等の関係機関と連携しつつ、各団体の特徴を活かし、就農等希望者への情報提供や相談対応、研修の実施、農用地の紹介、就農後の定着に向けたサポート等を以下の役割分担により実施する。

- ① 農業委員会、農地中間管理機構等は、新たに農業経営を開始しようとする者に対して、農地等に関する相談対応や、農地等に関する情報の提供、農地等の紹介等を行う。
- ② 個々の地区（地域計画の作成区域）では、農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気づくりを行う。

4 就農希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

浜松市は、県や農業協同組合及び県農業経営・就農支援センター等と連携して、就農受入体制、研修内容、就農後の農業経営のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を収集・提供する。

また、農業を担う者の確保のため、農業協同組合等の関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者がいる場合は、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるよう県農業振興公社内にある農業経営継承サポートセンター、農業委員会、農地中間管理機構等の関係機関と連携して、円滑な継承に向けてサポートを行う。

第5 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

2 に掲げる効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標を、地域の農用地に占める面積シェア及び面的集積についての目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。

○ 効率的かつ安定的な農業経営を営む者が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標

地 域	効率的かつ安定的な農業経営を営む者が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標
浜松市全域	80%

(注) 1 「農用地の利用に占める面積のシェア」には、基幹的農作業受託の面積も含む。

2 目標年次は、おおむね10年後とする。

- 効率的かつ安定的な農業経営を営む者が利用する農用地の集約化についての目標
地域計画の活用及び農地中間管理事業の実施により、効率的かつ安定的な農業経営を営む者(以下「担い手」という。)へ農用地の利用の集約化が図られるように努める。

2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

(1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状

浜松市の平地農業地域においては、施設園芸のほか、ばれいしょ、だいこん、たまねぎ、レタス、キャベツ、ブロッコリーなどの露地野菜や水稻、みかんなどの生産が盛んであり、農地中間管理事業を活用した、認定農業者等の担い手への農用地の利用の集積が進み、担い手の規模拡大及び農作業の効率化が図られている。また、中山間地域では、茶を主体に、しいたけ、しきみ等が栽培されており、特に茶は、その高い品質が評価されている。また、中山間地域の農村は、農産物の生産だけでなく、景観等を含め、優れた資源を有しており、都市農村交流への活用が期待される。

(2) 今後の農用地の利用の見通し及び将来の農用地の利用のビジョン

今後は更に農業者の高齢化が進み、既存の担い手が受けきれない農用地が増加することが予想される。そのため、以下の政策・事業の実施により、担い手の育成及び担い手への農用地の利用の集積・集約化を推進する。

① 担い手の確保・育成

次世代を担う就農者の確保に努め、認定農業者の育成を図るとともに、意欲ある農業者を特に先進的な経営体として育成する。また、新規就農を促進するため、農業者や農業法人が研修生を受け入れる、実践的な研修制度の構築等を推進する。また、新たな農業の担い手として企業の農業参入を推進する。担い手が不足している地域においては、多様な担い手の活用、育成を図る。

② 農用地と水の確保

優良な農用地と水を確保し、農業の持続性を保つために、農用地を適正に管理しつつ、農業生産基盤や関連施設の維持・整備を図る。さらに、効率的な農作業の実施に支障となる耕作放棄地の発生防止と再生を図る。

(3) 関係団体等との連携体制

浜松市は、地域計画の実現に向けて、関係機関が有する農用地の情報を共有し、担い手への農用地の利用の集積・集約化を促進するため、農業委員会、農業協同組合、土地改良区、農地中間管理機構等と連携して施策・事業等を推進する。

第6 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

浜松市は、静岡県が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の第6「農業経営基盤強化促進事業の実施に関する事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、本市農業の地域の特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

浜松市は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 地域計画推進事業に関する事項
- ② 利用権設定等促進事業に関する事項
- ③ 農地中間管理事業の実施を促進する事業
- ④ 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ⑤ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ⑥ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

1 地域計画推進事業に関する事項

(1) 農業者等による協議の場の設置の方法

農業者等による協議の場の開催時期については、幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに、区域における基幹作物の農繁期を除いて設定する。開催に当たっては、浜松市のホームページおよび浜松市担い手育成総合支援協議会の広報誌等により周知を図る。

参加者については、地域の農業者、農業協同組合の作物部会役員、浜松市認定農業者協議会の各支部役員、農業委員、農地利用最適化推進委員および農業協同組合、農地中間管理機構、土地改良区、県農林事務所、浜松市の各職員その他の関係者とし、協議の場において、地域の中心となる担い手の意向が反映されるように調整を行う。

(2) 地域計画の区域の基準

農業上の利用が行われる農用地等の区域については、実質化された人・農地プランの区域を基に、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定し、その上で、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、粗放的な利用等による農用地の保全等を図る区域とする。

(3) その他地域計画推進事業に関する事項

地域計画の策定に当たっては、県、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区等の関係機関と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているかの進捗管理を毎年行う。

2 利用権設定等促進事業に関する事項

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条に基づき、農用地利用集積計画に関する経過措置の期間中は、以下のとおり農用地利用集積計画を定め、公告することができるものとする。

（1）利用権の設定及び所有権の移転（以下、「利用権の設定等」という。）を受ける者の備えるべき要件

① 農作又は養畜の事業を行う個人又は法人が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによる。

ア 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、改正前の法第18条第3項第2号及び第3号に定めるところによる。ただし、個人にあっては、次の（ア）から（ウ）、農地所有適格法人（農地法第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。）にあっては（イ）及び（ウ）、改正前の法第18条第2項第6号に規定する者にあっては（イ）に掲げる要件も備えることとする。

（ア）その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。

（イ）その者の農業経営に主として従事すると認められる農業従事者（法人にあっては、常時従事者たる構成員をいう。）が原則いるものとする。

（ウ）所有権の移転を受ける場合は、改正前の法第18条第3項第2号並びに上記（ア）及び（イ）に掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農用地の利用の集約化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、あっせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。

イ 農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができると認められること。

② 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主（農地法第2条第3項第2号チに掲げる者を除く。）が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を受ける場合、利用権の設定等を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。

③ ①及び②に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定を受けた後において備えるべき要件は、改正前の農業経営基盤強化促進法施行令第6条に定めるとおり（対象土地を混牧林地として利用する場合又は開発して農用地等とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地等を利用する場合を除く。）とする。

(2) 利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定される利用権の存続期間の基準、借賃の算定基準及び支払い（持分の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙1のとおりとする。なお、利用権の設定等を行う農用地は、原則耕作を目的とするものとする。

(3) 農用地利用集積計画の策定時期

- ① 浜松市は、（4）の申し出その他の状況から農用地の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。
- ② 浜松市は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定された利用権の存続期間の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。

(4) 要請及び申出

- ① 農業委員会は、改正前の法第15条の規定に基づき、浜松市に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。
- ② 改正前の法第18条第5項第1号及び第2号に規定する団体は、当該条文に基づき、農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ③ 農地中間管理機構は、市内の農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ④ ②及び③に定める申出を行う場合において、（3）の②の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより、利用権の存続を申し出る場合には、別に定める日までに申し出るものとする。

(5) 農用地利用集積計画の作成

- ① 浜松市は、（4）の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。
- ② 浜松市は、（4）の②及び③の規定による申出があった場合には、その申し出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申し出があり、利用権設定等の調整が整ったときは、市は、農用地利用集積計画を定めることができる。
- ④ 浜松市は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当

たっては、利用権の設定等を受けようとする者（（1）に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。）について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

（6）農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、改正前の法第18条第2項に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を定めるものとする。

なお、②に掲げる事項については、これらを実行する能力があるかについて確認して定めるものとする。

① 改正前の法第18条第2項第6号に規定する者が、農地法第6条の2に基づく報告をしなければならない旨

② その者が、賃貸借又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項

ア 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者

イ 原状回復の費用の負担者

ウ 原状回復がなされないときの損害賠償の取決め

エ 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め

オ その他撤退した場合の混乱を防止するための取決め

（7）同意

浜松市は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、改正前の法18条第3項第4号の規定に基づき同意を得る。

（8）公告

浜松市は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は（4）の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、改正前の法第19条の規定に基づき浜松市の掲示板への掲示により公告する。

（9）公告の効果

浜松市が（8）の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され又は所有権が移転するものとする。

（10）利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設

定等に係る土地を効率的に利用するよう努めなければならない。

(11) 紛争の処理

浜松市は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者的一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

(12) 農用地利用集積計画の取消し等

- ① 浜松市長は、改正前の法第20条の2第1項に基づき勧告することができる。
- ② 浜松市は、改正前の法第20条の2第2項に基づき、農用地利用集積計画の一部を取消すものとする。
- ③ 浜松市は、②の規定による取消しをしたときは、改正前の法第20条の2第3項の規定に基づき、市の掲示板への掲示により公告する。
- ④ 浜松市が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取消しに係る賃貸借又は使用貸借は解除されたものとみなす。

3 農地中間管理事業の実施を促進する事業に関する事項

浜松市は、目標地図の実現に向けて、農地中間管理機構との連携の下、普及啓発活動等を行い農地中間管理事業の実施の促進を図る。特に、利用権の存続期間の満了後の更新手続きにおいては、利用権設定等促進事業から農地中間管理事業への切り替えを進めることとする。また、農業委員会や農業協同組合とともに、同機構に対し、情報提供、事業の協力等を行うものとする

4 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他

農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

浜松市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～3集落）とするものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、（2）に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

（4）農用地利用規程の内容

- ① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、法第23条第2項に掲げる事項を定めるものとする。
- ② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

（5）農用地利用規程の認定

- ① （2）に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、認定申請書を浜松市に提出して、農用地利用規程について浜松市の認定を受けることができる。
- ② 浜松市は、申請された農用地利用規程が法第23条第3項に掲げる要件に該当するときは、同条第1項の認定をする。
- ③ 浜松市は、②の認定をしたときは、法第23条第8項の規定に基づき浜松市の掲示板への提示により公告する。
- ④ ①から③の規程は、農用地利用規程の変更についても準用する。

（6）特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

- ① （5）の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、法第23条第4項の規定に基づき、特定農業法人又は特定農業団体を農用地利用規程において定めることができる。
- ② ①の規定により定める農用地利用規程においては、法第23条第5項に掲げる事項を定めるものとする。
- ③ 浜松市は②に規定する事項が定められている農用地利用規程について（5）の①の認定の申請があった場合において、法第23条第6項の規定に基づき、（5）の①の認定をする。
- ④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者とみなし、特定農用地利用規程は、農業経営改善計画とみなす。

（7）農用地利用改善団体の勧奨等

- ① (5) の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、法第26条第1項の規定に基づき、農用地の所有者等に対し、利用権の設定等を行うよう勧奨することができる。
- ② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。
- ③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、法第26条第2項の規定に基づき、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導・援助

- ① 浜松市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導・援助に努める。
- ② 浜松市は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し県農林事務所、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構等の指導・助言を求めてきたときは、浜松市担い手育成総合支援協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

5 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

農業協同組合は、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託についてあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

6 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

- (1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携
 - 浜松市は、1から5までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策と連携に配慮するものとする。
 - ア 浜松市は、各種基盤整備事業による農業生産基盤整備を促進するとともに、農業の集出荷施設等の農業近代化施設の導入を推進し、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者が、経営発展を図っていくうえでの条件整備を図る。
 - イ 浜松市は、各種施設整備事業等の活用等によって農村の活性化を図り、農村の健全な発展によって望ましい農業経営の育成に資するよう努める。
 - ウ 浜松市は、水田フル活用ビジョンの実現に向けた積極的な取り組みによって、水稻作、転作を通じる望ましい経営の育成に資するよう努める。
 - また、地域の土地利用の見通しを通じて農用地の利用の集積・集約化による効率

的作業単位の形成等望ましい経営の営農展開に資するよう努める。

エ 浜松市は、地域用水環境整備事業等に取り組み、生活環境と定住条件を整備し、農業の担い手確保に努める。

オ 浜松市は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業經營基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

浜松市は、農業委員会、県農林事務所、農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体、農地中間管理機構、県農業經營・就農支援センター、その他関係団体と連携しつつ、農業經營基盤強化の促進方策について検討するとともに、第1、第5で掲げた目標や第2、第3の指標で示される効率的かつ安定的な經營の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。

また、このような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意のもとに担い手の育成及びこれらへの農用地の利用の集積・集約化を強力に推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会及び農業協同組合、土地改良区及び農地中間管理機構、農業經營基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、浜松市担い手育成総合支援協議会のもとで相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、浜松市は、このような協力の推進に配慮する。

第7 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業經營基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

1 この基本構想は、平成6年12月28日から施行する。

附 則

1 この基本構想は、平成8年11月20日から施行する。

附 則

1 この基本構想は、平成12年4月19日から施行する。

附 則

1 この基本構想は、平成17年9月21日から施行する。

附 則

1 この基本構想は、平成18年6月27日から施行する。

附 則

1 この基本構想は、平成22年6月11日から施行する。

附 則

1 この基本構想は、平成25年4月23日から施行する。

附 則

1 この基本構想は、平成26年9月10日から施行する。

附 則

1 この基本構想は、令和4年1月31日から施行する。

附 則

1 この基本構想は、令和5年9月19日から施行する。

別紙1 (第6の1(2)関係)

I 農用地等として利用するため利用権(農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。)の設定を受ける場合

① 存続期間 (又は残存期間)	② 借賃の算定基準	③ 借賃の支払方法	④ 有益費の償還
<p>1 存続期間は3年、6年又は10年とする。ただし、次に掲げる場合はそれぞれに定めるところによる。</p> <p>① 農業者年金制度関連の場合は、10年とする。</p> <p>② 次に掲げる場合は、10年を超える存続期間とすることができる。</p> <p>(ア) 栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて10年以下の期間とすることが相当でないと認められる場合</p> <p>(イ) 農地中間管理事業による場合</p> <p>(ウ) ビニールハウス等(ハウス等内で耕作するものに限る。)を建設し、10年以下の期間では施設管理上支障がある場合</p> <p>2 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定される利用権の当事者が当該利用権の存続期間の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。</p>	<p>1 農地については、農地法第52条の規定により農業委員会から提供される賃借料情報等を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。</p> <p>2 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その採草放牧地の近傍の農地について算定される借賃の額の基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産税評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 上記1又は2について、借賃を金銭以外のもので定めようとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が、上記1又は2の規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。</p> <p>4 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。</p>	<p>1 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係わる借賃の金額を一時に支払うものとする。</p> <p>2 1の支払は、賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>3 借賃を金銭以外のもので定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。</p>	<p>1 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定を受ける者は当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。</p> <p>2 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申出に基づき、市が認定した額をその費やした金額又は増価額とする旨を定めるものとする。</p>

II 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

① 存続期間	② 損益の算定基準	③ 損益の決済方法	④ 有益費の償還
I の①と同じ。	<p>1 作目等毎に、農業の經營の受託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営の受託に係る経費を控除することにより算定する。</p> <p>2 1の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。</p>	I の③と同じ。この場合において I の③中「借貸」とあるのは「損益」と、「貸貸人」とあるのは「委託者（損失がある場合には、受託者をいう。）」と読み替えるものとする。	I の④と同じ。

III 所有権の移転を受ける場合

① 対価の算定基準	② 対価の支払方法	③ 所有権の移転の時期
土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常の取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額の対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価額に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。	農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。	農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われないときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。 なお、農業者年金基金が所有権の移転を行う場合の取扱いについては、農業者年金基金の定めるところによるものとする。